

グループホームハーモニー

認知症対応型共同生活介護 運営規程

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人はちす福祉会（以下「事業者」という。）が設置運営するグループホームハーモニー（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるもの（急性を除く。）について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- (1) 認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状況を踏まえ、必要な援助を提供する。
- (2) 認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、日常生活を送ることが出来るよう配慮して行わなければならない。
- (3) 認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- (4) 共同生活住居における介護従事者は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- (5) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するもの、地域住民等との連携に努めるものとする。
- (6) 事業所は、自らその提供する認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- (7) 正当な理由なくサービス提供を拒まない。

第3条 (事業所の名称等)

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：グループホームハーモニー
- (2) 所在地：熊本市東区秋津町秋田 171-2

第4条 (事業所の入居定員)

事業所の入居定員は2ユニット18名とする。

第5条 (職員の職種、人員及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、人員及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名 (常勤・専従)

事業所の行う業務を統括し、事業所の従業者に対し、法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行い、従業者を指揮管理する。

常に利用者、利用者の家族等の心配事や悩みについて相談に応じる。

② 計画作成担当者 1名 (常勤職員)

適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、介護職員に指示を行い、それに沿った介護を実行させる。また、各種福祉事業、医療機関との連絡・調整を行う。

③ 介護職員 1ユニットごとに日中は3名以上、夜間は1名とする。

利用者の心身の状況を把握し、必要な日常生活上の援助等のサービス提供にあたる。夜間及び深夜の時間帯は常時1名が勤務にあたる。

第6条 (介護の内容)

認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

① 食事、排泄、入浴、着替え等の身の回りの介護支援。

② 買い物、家事など日常生活を行うことによる機能訓練。

③ 従業者により健康チェックを行い、健康状態の管理。

④ 日常生活上の利用者自身には行うことが困難であることの支援。

⑤ 利用者の必要に応じた相談、援助。

⑥ 地域との交流における支援、その他余暇活動の実施。

いずれも、職員による見守りや促しなどにより、利用者が主体となってその有する能力を最大限活用できる形ですすめるものとする。

第7条 (利用料その他の費用の額)

1・事業所が法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の(1割・2割・3割)の額とする。

2・事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、サービスに係る費用基準額から事業所に支払われる介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

3・事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける。

(1) 敷金 100,000円

※敷金については、利用者の故意・過失その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退居時に残額を返還する。また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて家賃に充当することがある。

(2) 家賃 日額：2,000円 (60,000円/月 ※30日間の場合)

(3) 食費 日額：800円 (24,000円/月 ※30日間の場合)

(単価：朝食 200円 昼食 300円 夕食 300円)

(4) 水道光熱費 日額：500円 (水道光熱費 15,000円/月 ※30日間の場合)

※待機電力がかかるテレビ、消費電力が大きい電気カーペット・電気毛布については、別に実費料金の支払いを受ける。

(テレビ 100円/日 電気カーペット 150円/日 電気毛布 150円/日)

4・その他、日常生活において必要となる費用で、利用者が負担することが適当と判断されるものについては、別に実費料金の支払いを受ける。

○医療に関する費用

○理美容代

○おむつ代

○個人的に使用する日用品・医療品・介護用品・新聞、雑誌等の購読料

○レクリエーション費 (材料費・交通費・入場料)

○その他、上記に含まれない個人のために供する物品等

5・事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者、利用者の家族等に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得る。なお、国の基準報酬の改定及び一般経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがある。その際は予め利用者、利用者の家族等に対し説明を行い、同意を得る。

第8条 (介護計画の作成)

- ① 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目的、目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した、認知症対応型共同生活介護計画 (以下「介護計画」という。) を作成する。
- ② 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- ③ 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、介護計画を利用者に交付するものとする。
- ④ 介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加機会等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- ⑤ 利用者、利用者の家族等は、計画作成担当者に対し、いつでも認知症対応型共同生活介護計画等の変更を申し出ることが出来る。その場合計画作成担当者は利用者・家族等の希望を踏まえて出来る限り同計画に反映させる。
- ⑥ 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

第9条 (入居条件)

1・認知症対応型共同生活介護の入居対象者は、次の各号を満たす者とする。

- ① 熊本市に住民票がある方。
- ② 介護保険の要支援2以上の被認定者であり、医師による認知症の診断を受けた方。
- ③ 少人数による共同生活を営む事に支障がないこと。
- ④ 自傷他害の恐れがないこと。

⑤ 常時医療機関において治療の必要がないこと。

⑥ 他の利用者に伝染する疾患がないこと。

※次のいずれかに該当するものは対象から除かれる。

(1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合

(2) 認知症に伴う著しい異常行動がある場合

(3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合

2・入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3・入居申込者が入院治療を要するものであること等、入居申込者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

第 10 条 (入居にあたっての留意事項)

① 火気の取扱いには特に注意し、定められた場所以外での喫煙はしないこと。

② 管理者及び従業員の安全管理上の指示に従うこと。

③ 事業所の許可なく、外部より飲食物を持ち込み飲食しないこと。

④ 他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は行わないこと。

⑤ 大声や騒音などで他の利用者の迷惑になる言動は慎み、みだりに他の利用者の居室に立ち入らないこと。

第 11 条 (退居条件)

利用者が次の各号に該当する場合、退居していただくものとする。

① 要介護の認定更新において、自立もしくは要支援 1 と認定された場合。

② 利用者が死亡、もしくは被保険者資格を喪失した場合。

③ 利用者が病気の治療その他の理由により、一ヶ月以上事業所を離れることが決まり、その移転先が確定したとき。

④ 利用者が他の介護施設等への入居が確定したとき。

⑤ 利用者及び代理人が、正当な理由なく利用料その他の支払うべき費用を三ヶ月滞納し、相当期間を定めた催促にもかかわらず、これが支払われない場合。

⑥ 伝染病疾患により、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ本人の退居の必要があるとき。

⑦ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ本人に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと管理者が判断したとき。

⑧ 利用者又は利用者代理人等が故意に法令その他別途契約する利用契約に違反し、改善の見込みがないとき。

※退居に際しては、利用者及び代理人、家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関等と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

第 12 条 (医療・緊急時対応)

① 医療機関の選定は、利用者及び家族、身元引受人と相談の上、進めるものとする。

その際、利用者が在宅生活時に利用していた医療機関に継続してかかること、往診を行っている医療機関の場合は往診を継続することも可能とする。

- ② 利用者の医療機関への受診対応については、グループホーム職員が付き添う事もあるが、医療機関が遠方だったり、その日の状況によっては対応出来ない場合もある。利用者の健康状態・診療内容を理解していただくため、基本的にはご家族で対応していただく。
- ③ 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が発生した場合には、家族等あらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡するとともに、事業所の判断で主治医、協力医療機関と連携をとり、適切な対応を図るものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

第 13 条 （衛生管理）

事業所は、認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

事業所において、食中毒及び感染症が発生又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

※事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第 14 条 （非常災害対策）

- ① 事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、災害避難に関する計画を作成する。
- ② 管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- ③ 事業所は、非常災害に備え、年2回以上、地域の協力機関と連携を図り、避難・救出その他必要な訓練を行う。
- ④ 事業所の従業者に対し、災害に対処するための計画の周知徹底を行う。

第 15 条 （業務継続計画の策定等）

- ①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び

訓練を定期的実施するものとする。

- ③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 16 条 （事故発生時の対応）

- ① 事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ② 事業の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- ③ 事業の提供により、事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止の対策を講じるものとする。

第 17 条 （損害賠償）

- ① 事業所は、その責任により利用者に生じた損害について、速やかに損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して、相当と認められる場合に限り、事業所の損害賠償責任を減じることがある。
- ② 事業所は自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合には、損害賠償責任を負わない。
 - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
 - (4) 利用者が、事業所及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為及び予測不可能な行動に専ら起因して損害が発生した場合。

第 18 条 （個人情報保護）

本事業所では、利用者の個人情報を取り扱う際には、個人情報保護方針の下、その利用目的を限定し、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとする。また、外部への情報提供については、あらかじめ利用者及び代理人、家族の同意を得ることとする。

第 19 条 （守秘義務）

- ① 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ② 事業所は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は

その家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

第20条 (虐待防止に関する事項)

- (1) 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)
 - ② 虐待防止のための、指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - ⑤ 担当者は、事業所の管理者とする。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第21条 (身体拘束等の禁止)

- ① 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないこととする。
- ② 前項の規定による身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- ③ 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様、時間及びその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

※事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第22条 (運営推進会議)

- ① 認知症対応型共同生活介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。
- ② 運営推進会議の開催は、概ね2ヶ月に1回とする。
- ③ 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民代表、民生委員、地域包括支援センター職員等、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者で構成する。

- ④ 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とする。
- ⑤ 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

第 23 条 (苦情処理)

- ① 利用者、利用者の家族等は、事業所が提供するサービス等に相談や苦情がある場合、いつでも重要事項説明書に記載の苦情受付窓口にお問い合わせ及び苦情を申し立てることが出来る。その場合、事業所は苦情対応マニュアルに基づき、速やかに事実関係を調査するなど、迅速かつ適切に対応し、サービスの改善及び向上に努める。
- ② 事業所は、利用者、利用者の家族等から前項の相談及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者、利用者の家族等に対して不利益、差別的な扱いをしない。
- ③ 事業所は、その提供するサービスに関して、市町村から文書提出・提示の求め又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情等に関する調査に協力しなければならない。また、市町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告しなければならない。

第 24 条 (情報の公開)

事業所は、現状を多角的に分析して改善すべき点を発見し、質を高める契機とするために、定められた評価項目に基づき自己評価や外部評価を定期的実施し、利用者、利用者の家族等に説明する。また、情報提供項目については、市町村へ定期的に提出し、内容については掲示する。

第 25 条 (その他運営に関する留意事項)

事業所は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次の通り設けるものとする。

※採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

※継続研修 年 1 回以上

- ① 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- ② サービス提供記録は、提供した日から 5 年間は保存する。
- ③ 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに

より、従業員の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- ④ この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、事業者と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。